

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(長岡市固定資産評価に関する検証及び評価支援業務の業者選定)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により業務実施事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、財務部資産税課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者 1 社を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が、将来提案を除き、履行期間内にすべて実施できないもの及び提案上限金額を超えて提案した場合は失格とする。
- (2) 提案書のヒアリングは、各事業者 3 人以内とする。
- (3) プレゼンテーションは、50 分以内とする。(準備・片付け各 5 分間、30 分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を 10 分間行う。)
- (4) 提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、別紙評価基準を基に各委員が採点する。
- (5) 各委員の評価点数合計の最も高い事業者を最優秀者として決定する。

4 選考評価基準

評価項目	評価項目	配点
提案書の作り方 (資料作成能力)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理解しやすい表現 ・ 簡潔・平明な文章 ・ 情報やデータの使い方、分析・処理の仕方 ・ 矛盾や飛躍がなく説得力のある論理構成 	20点
提案の内容 (提案力)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税（土地）を取り巻く現状を理解し、固定資産税（土地）の評価について優れた考え方を有しているか ・ 的確な課題認識 ・ 合理的な作業手順やスケジュール ・ 採用したいと思わせる提案 	40点
説明の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案に基づく説明力 ・ コミュニケーション力 	10点
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似業務の実績 ・ 提案を実行できる体制 ・ 質疑応答の内容 ・ 見積金額の妥当性 	30点
	総合評価（得点の合計）	100点